

07 静建土技第 840 号
令和 7 年 7 月 22 日

関係者各位

静岡市役所 建設局土木部
技術政策課長

建設工事等における熱中症発生時の対応について（通知）

日頃より、本市建設行政にご理解・ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

この度、建設工事現場等における熱中症災害を防止するため、令和 7 年 6 月 1 日に労働安全衛生規則が改正され、事業者には、労働者の熱中症予防措置の実施が義務化されました。

つきましては、本市公共工事においても、法令遵守の上、人命最優先での施工をお願いしますとともに、作業員等が熱中症を発症した場合には「静岡市工事対応マニュアル【令和 7 年 3 月】」に基づき、発注者へご報告いただきますようお願い致します。

記

- 1 参考資料 厚生労働省パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」
厚生労働省リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」
- 2 問合せ先 静岡市役所 建設局土木部 技術政策課 土木検査係
電話 054-221-1078